

共同海運株式会社 一般事業主行動計画

すべての従業員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に發揮できる働きやすい雇用環境をつくるため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年5月1日～令和7年8月31日

2. 内容

目標1 子供を育てる労働者が授業参観など育児を理由に休みが取りやすいような環境づくりのため、制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉 令和2年5月～ 管理職への意見聴取
令和3年4月～ 有給休暇や育児休暇のための代替要員の確保、業務体制の検証、見直しをする。
職場会議などにより、育児・介護休業または休暇に関わる制度を周知する。

目標2 有給休暇の取得率の向上と連続休暇の取得を推進する。
一人当たりの取得日数を平均6日以上とする。

〈対策〉 令和2年5月 1) 小旅行などリフレッシュを目的に、年度につき1回以上は連続した年休取得を推奨する。
2) 2ヵ月に1回以上の年休取得を推奨する。
令和3年4月～ 職場ごとに状況をとりまとめ、職場会議などにより社員へ働きかける。

目標3 育児休業取得率100%及び1ヵ月以上の育児休業を目指して、育児休業制度の周知を図る。

〈対策〉 令和7年4月～ 1) 制度に関するパンフレットを作成。
2) 社内会議及び職場会議で全社員へ制度の周知を行う。